

定 款

N T N 株 式 会 社

NTN株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、NTN株式会社と称し、英文では、NTN CORPORATION
と表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種ベアリング及びその部分品の製造並びに販売
2. 機械器具及び機械部品の製造並びに販売
3. 不動産の売買、賃貸借及び管理
4. 前各号に関連する事業の共同経営、投資、設備の貸与及びその他の事業

② 当社は前項の事業に関連若しくは付帯する取引又は行為をすることができる。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事
故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

(機 関)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
3. 執行役
4. 会計監査人

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、18 億株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(単元未満株式の権利制限)

第 10 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定によって選定し、これを公告する。

③ 当会社の株主名簿、新株予約権、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社ではこれを取扱わない。

(株主名簿の備置場所)

第 12 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備

え置く。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項その他この定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株式取扱規則)

第 14 条 当社の株主名簿、新株予約権、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する取扱い並びに手数料については、法令又はこの定款で定めるもののほか、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(総会の招集)

第 15 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月内に、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役がこれを招集する。

③ 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。

(総会の付議事項)

第 16 条 株主総会は、会社法に定める事項のほか、当会社株式の大規模買付行為に関する対応方針を決議することができる。

② 株主総会は、あらかじめ株主に通知した事項のほか、他の議事にわたることができない。

(総会の議長)

第 17 条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役又は執行役がこれに当たる。

- ② 前項の取締役又は執行役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位により、他の取締役又は執行役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(総会の決議方法)

第 19 条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、この定款に別段の定めのある場合を除き、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 20 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会毎に委任状を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 21 条 当社の取締役は 15 名以内とする。

(取締役の選任)

第 22 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役の責任免除)

第 24 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集方法)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順位により、他の取締役が招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、前項に定める招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の 3 分の 2 以上が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

(各委員の選定方法)

第 29 条 当社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

(各委員会に関する事項)

第 30 条 各委員会に関する事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、取締役会の決議によって定める各委員会規則による。

第6章 執行役

(執行役の選任)

第 31 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第 32 条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第 33 条 当社は、取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。

② 当社は、取締役会の決議によって、役付執行役を選定することができる。

(執行役の責任免除)

第 34 条 当社は、取締役会の決議によって、執行役（執行役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 38 条 当会社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第 39 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し会社法第 454 条第 5 項に規定する剰余金の配当（以下「中間配当」という）をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 40 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

(昭和 26 年 10 月 29 日制定)

(昭和 31 年 10 月 30 日改正)

(昭和 35 年 4 月 28 日改正)

(昭和 35 年 10 月 28 日改正)

(昭和 37 年 11 月 14 日改正)

(昭和 38 年 11 月 14 日改正)

(昭和 42 年 5 月 13 日改正)

(昭和 4 2 年 1 1 月 1 8 日改正)

(昭和 4 3 年 1 1 月 1 6 日改正)

(昭和 4 4 年 5 月 1 7 日改正)

(昭和 4 6 年 5 月 1 5 日改正)

(昭和 4 7 年 1 1 月 1 8 日改正)

(昭和 4 8 年 5 月 1 7 日改正)

(昭和 4 9 年 1 1 月 1 6 日改正)

(昭和 5 0 年 5 月 1 7 日改正)

(昭和 5 7 年 6 月 1 8 日改正)

(昭和 5 9 年 6 月 1 5 日改正)

(平成 元年 6 月 1 6 日改正)

(平成 3 年 6 月 2 7 日改正)

(平成 6 年 6 月 2 9 日改正)

(平成 1 0 年 6 月 2 6 日改正)

(平成 1 4 年 6 月 2 7 日改正)

(平成 1 5 年 6 月 2 7 日改正)

(平成 1 6 年 6 月 2 9 日改正)

(平成 1 7 年 6 月 2 9 日改正)

(平成 1 8 年 6 月 2 9 日改正)

(平成 2 0 年 6 月 2 7 日改正)

(平成 2 1 年 6 月 2 5 日改正)

(平成 2 9 年 1 0 月 1 日改正)

(令和 元年 6 月 2 5 日改正)

(令和 4 年 6 月 2 1 日改正)